

## 車両誘導システム事件 控訴審判決

—作用効果の記載から限定解釈した原判決を取り消し、請求を認容した事案—

知財高判令和4年7月6日（令和2年(ネ)第10042号）  
原審 東京地判令和2年6月11日（平成31年(ワ)第7178号）  
（裁判所ホームページ知的財産裁判例集）

室谷法律事務所  
知的財産法研究会 弁護士 室谷 和彦

### 第1 概要

#### 1 事案

本件は、発明の名称を「車両誘導システム」とする2件の特許（本件特許）に係る特許権者であるX（原告、控訴人）が、Y（被告、被控訴人）の使用に係るYシステム（高速道路である東北自動車道の佐野サービスエリアに設置したETC車専用のスマートインターチェンジ（スマートIC））が本件特許権を侵害すると主張して、Yに対し、不法行為に基づき損害賠償金の支払いを求めた事案である。

原判決は、Yシステムは本件特許の技術的範囲に属しないと判断して、Xの請求を全部棄却し、Xが控訴した。

#### 2 本件特許1<sup>1</sup>

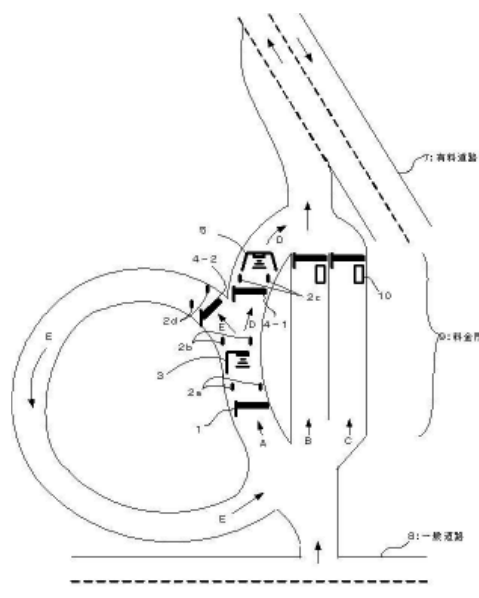
特許番号	第6159845号
発明の名称	車両誘導システム
出願日	平成28年4月4日（原出願平成16年9月13日） <sup>2</sup>
登録日	平成29年6月16日
特許権移転	平成30年3月14日

#### 3 本件発明1

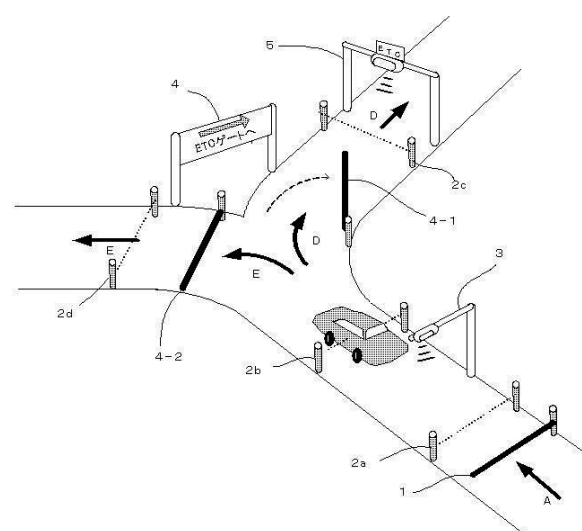
本件特許の特許請求の範囲請求項1（本件発明1）を構成要件に分説すると、次のとおりである。本件発明1-1（請求項1）は、構成要件A1ないしJ1であり、本件発明1-2（請求項2）は、構成要件K1である。

- 1 本件では、2件の特許（本件特許1第6159845号と本件特許2第5769141号）が特許権侵害の対象となっているが、両特許は類似していることから、本稿では、紙面の関係から本件特許1のみ扱っている。
- 2 原出願（特願2004-300749）からの分割出願（第7世代）である。

- A 1 有料道路料金所、サービスエリア又はパーキングエリアに設置されている、ETC車専用出入口から出入りをする車両を誘導するシステムであって、
- B 1 前記有料道路料金所、サービスエリア又はパーキングエリアに出入りをする車両を検知する第1の検知手段と、
- C 1 前記第1の検知手段に対応して設置された第1の遮断機と、
- D 1 車両に搭載されたETC車載器とデータを通信する通信手段と、
- E 1 前記通信手段によって受信したデータを認識して、ETCによる料金徴収が可能か判定する判定手段と、
- F 1 前記判定手段により判定した結果に従って、ETCによる料金徴収が可能な車両を、ETCゲートを通して前記有料道路料金所、サービスエリア又はパーキングエリアに入る、または前記有料道路料金所、サービスエリア又はパーキングエリアから出るルートへ通じる第1のレーンへ誘導し、ETCによる料金徴収が不可能な車両を、再度前記ETC車専用出入口手前へ戻るルート又は一般車用出入口に通じる第2のレーンへ誘導する誘導手段と、を備え、
- G 1 前記誘導手段は、前記第1のレーンに設けられた第2の遮断機と、前記第2のレーンに設けられた第3の遮断機と、を含み、
- H 1 さらに、前記第2の遮断機を通過した車両を検知する第2の検知手段と、前記第3の遮断機を通過した車両を検知する第3の検知手段と、を備え、
- I 1 前記第1の検知手段により車両の進入が検知された場合、前記車両が通過した後に、前記第1の遮断機を下ろし、前記第2の検知手段により車両の通過が検知された場合、前記車両が通過した後に、前記第2の遮断機を下ろすことを特徴とする
- J 1 車両誘導システム。
- K 1 請求項1のシステムにおいて、さらに、前記第3の検知手段により車両の通過が検知された場合、前記車両が通過した後に、前記第3の遮断機を下ろすことを特徴とする車両誘導システム。



【図3】



【図4】

- 1：遮断機、2、2 a、2 b、2 c、2 d：車両検知装置、3：ゲート前アンテナ、
- 4：誘導装置、5：ETCゲート、6：料金徴収ボックス、7：有料道路、
- 8：一般道路、9：料金所、10：通行券発券ボックス、E：再進入レーン